

令和4年11月24日

市民の皆さまへ 道路除雪へのご理解・ご協力を！ ～市民との共創による除雪体制の強化～

市で除雪が行き届かない通学路や生活道路、歩道の除雪は市民との共創のもと地域の皆さまにご協力をいただくようこれまでの支援に加え、新たな取り組みで自主的な除雪活動を支援します。

また、道路の除雪作業を効率的かつ効果的に進めるため市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

記

1. 市民除雪活動支援

(1) これまでの支援

- ①融雪剤の配布
- ②小型除雪機械購入補助

(2) 新たな取り組み支援

①小型除雪機械貸出し拠点の拡充

貸出し拠点をこれまでの維持補修センターに加え、利用者の利便性を高めるため飯坂、信陵、北信、清水、東部の5支所に配置します。

※維持補修センター（さくら一丁目66）5台、5支所各1台

②除雪用具の貸出し

本庁道路保全課および各支所・出張所において貸出します。

※除雪用具…氷割り機器、スノーダンプ、スコップ

2. アダプト制度の導入

地域であらかじめ除雪区間を設定した歩道などの除雪活動をサポートするためにアダプト制度を導入し、歩道等の除雪体制を強化します。

3. 道路除雪へのご理解・ご協力を

- (1) 地域ぐるみで身近な道路の除雪を
- (2) 歩道の確保にご協力を
- (3) 除雪車などの通行にご協力を
- (4) 路上駐車をしないで

担当：道路保全課 施設保全係
課長 末永 係長 二瓶
電話 024-525-3754（直通）

市民との共創による除雪体制の強化

市民除雪活動支援

除雪が行き届かない通学路や生活道路、歩道の除雪は地域の皆さんでお願いします。
市は、**これまでの支援に加え、新たな取り組み**で自主的な除雪活動を支援します。

1 これまでの支援

【融雪剤の配布】

路面凍結や降雪時に備え本庁及び各支所等に融雪剤を配置し、希望する町内会や除雪ボランティア団体などに配布いたします。（1袋あたり25kg入りを2袋まで）

※令和3年度実績 町内会等への配布 772袋

【小型除雪機械購入補助】

小型除雪機械（新品）の購入に要する費用に対し、購入費用の一部を補助します。

【補助金額】

購入費用の2分の1（30万円を限度）

※令和4年度実績（11月22日現在） 5団体 7台購入

市民との共創による除雪体制の強化

2 新たな取り組み支援

【小型除雪機械貸出し拠点の拡充】

これまでの維持補修センターに加え、**利用者の利便性を高めるため5支所に配置** ※要予約

【貸出場所】

飯坂支所、信陵支所、北信支所、清水支所、東部支所 各1台
維持補修センター（さくら一丁目66） 5台



【除雪用具の貸出し】

【貸出用具】

氷割り機器、スノーダンプ、スコップ ※要予約

【貸出場所】

本庁道路保全課 および 各支所・出張所



アダプト制度の導入

アダプト制度

あらかじめ除雪区間を設定した歩道等の除雪活動をサポートするために※アダプト制度を導入し、歩道等の除雪体制を強化します。

※一定区間の除雪範囲を定め市と協定を締結し、責任をもって除雪活動を行う。

[対象区域]

市道や通学路（歩道を含む）など

[対象団体]

町内会、PTA、除雪ボランティア団体など

[支援内容]

- ①除雪活動に対する傷害保険、賠償責任保険の加入
- ②小型除雪機械に使用する燃料の支給
- ③反射チョッキ、防寒手袋などの支給
- ④除雪用具の貸出し
- ⑤その他必要な支援



道路除雪へのご理解・ご協力を

道路の除雪作業を効率的かつ効果的に進めるため、市民の皆さまのご理解とご協力を
お願いします。

①地域ぐるみで身近な道路の除雪を

除雪が行き届かない通学路や生活道路は、地域で助け合って除雪をお願いします。

②歩道の確保にご協力を

自宅や事業所周辺の歩道除雪にご協力をお願いします。

③除雪車などの通行にご協力を

除雪車などへの接近や無理な追い越しをしないようお願いします。

④路上駐車をしないで

除雪作業や通行の妨げになるため路上駐車をしないようお願いします。

